

第92回

定時株主総会 招集ご通知

ご出席の株主様へのお土産、休憩スペース及び飲み物のご提供はございません。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4212/>



日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時



場所

大阪市北区曽根崎二丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング 11階

TKPガーデンシティPREMIUM
大阪梅田新道

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。)

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

<株主提案>

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 取締役及び社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

株主のみなさまへ

社会の景色に、 安全と心地よさを。

平素は格別のご高配を賜り
厚くお礼申し上げます。
さて、当社第92回定時株主総会を
開催いたしますので、
ご案内申し上げます。

代表取締役社長 兼 CEO

馬場 浩志



経営
理念

積水樹脂グループは、
複合技術による価値ある製品の創造とサービスを通じて
社会の安全・安心・環境に貢献する企業グループを目指します。

株主各位

証券コード 4212
2026年6月5日

大阪市北区西天満二丁目4番4号

積水樹脂株式会社

代表取締役社長 兼 CEO 馬場 浩志

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日(木曜日)午前10時
2 場 所	大阪市北区曽根崎二丁目3番5号 梅新第一生命ビルディング 11階 TKPガーデンシティPREMIUM大阪梅田新道 (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 決議事項 1. 第92期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第92期連結計算書類監査結果報告の件 <会社提案(第1号議案から第4号議案まで)> 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役の報酬額改定の件 第4号議案 監査役の報酬額改定の件 <株主提案(第5号議案から第8号議案まで)> 第5号議案 自己株式取得の件 第6号議案 取締役及び社外取締役の員数に関する定款変更の件 第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 第8号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件 株主提案(第5号議案から第8号議案)に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

4 電子提供措置に関する事項

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

https://www.sekisuijushi.co.jp/shareholder_investor/stock/meeting/



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「積水樹脂」または「コード」に「4212」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会参考書類／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

<株主総会資料掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/4212/teiji/>



電子提供措置事項記載書面に記載しない事項

本招集ご通知は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤計算書類の「個別注記表」

電子提供措置事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時



インターネット等で 議決権を行使される場合

6ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時40分入力完了分まで



書面(郵送)で 議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時40分到着分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1)インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議案に対する賛否の表示がない場合等の取扱い

- (1)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとさせていただきます。
- (2)会社提案である第3号議案と株主提案である第7号議案は、競合する議案となりますので、双方に賛成されることのないようにご注意ください。双方に賛成された場合は、第3号議案及び第7号議案への議決権行使はいずれも無効として取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

当社は、第92回定時株主総会において、株主様1名より株主提案(第5号議案から第8号議案)をご提案いただいております。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

つきましては、下記をご参照いただき、議決権行使書へ賛否をご記入ください。

ご記入方法

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
	賛 否	但し を除く 賛 否	賛 否	賛 否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

株主提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

議決権行使書
積水樹脂株式会社 御中
株主総会日 2026年 6月25日
議決権の数 1個

私は左記開示事項に賛同する旨を、以下のとおり議決権行使書に記載いたします。

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	株主提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
	賛 否	但し を除く 賛 否	賛 否	賛 否		賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

(ご注意)
各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があるものとしてお取り扱いいたします。

議決権の数 1議決権は1株元(10株)につき1個となります。

お願い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使ください。
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに届けるようご郵送いただく方法
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evoting.mhi.co.jp>)にログインし、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法
3. 第92回定時総会において、御座る一部の者につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ロティン用QRコード

積水樹脂株式会社

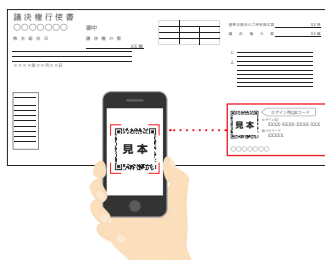
株主提案にご賛同される場合(取締役会の意見に反対される場合)は「株主提案」議案(第5号議案～第8号議案)の「賛」に○をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

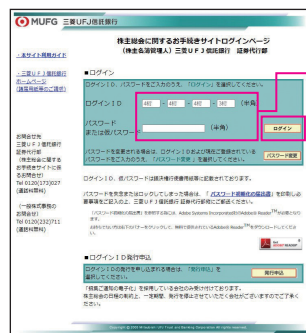
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 | 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数にて構成される人事・報酬等委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	現在の当社における地位等
1	馬場 浩志 再任	男性	代表取締役社長(兼)CEO 社長執行役員
2	宮田 年耕 再任 社外取締役候補者	男性	社外取締役
3	伊藤 聡子 再任 社外取締役候補者	女性	社外取締役
4	赤穂 啓子 再任 社外取締役候補者	女性	社外取締役
5	田中 勤 新任 社外取締役候補者	男性	
6	菊池 友幸 再任	男性	取締役 常務執行役員
7	三好 永晃 再任	男性	取締役 常務執行役員
8	東仲 雅行 新任	男性	執行役員

候補者
番号

1

ば ば ひろし
馬場 浩志●性別／男性
(1963年5月30日生)

再任

取締役候補者とした理由



所有する当社株式の数

91,100株

取締役会への出席状況

14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1987年 4月 当社入社
2007年 6月 当社執行役員
2009年 6月 当社取締役
2012年 6月 当社常務執行役員
2014年 6月 当社専務執行役員
2015年 6月 当社代表取締役副社長(兼)副社長執行役員
2016年 4月 当社代表取締役社長(兼)ＣＯＯ(兼)社長執行役員
2022年 4月 当社代表取締役社長(兼)ＣＥＯ
(兼)社長執行役員(現任)

[重要な兼職の状況]

Sekisui Jushi Europe Holdings B.V. 代表取締役会長

主として事業部門・開発部門の業務に携わり、技術・開発・生産部門管掌、管理部門管掌を経て事業本部を管掌し、現在は代表取締役社長兼ＣＥＯとして企業価値向上に貢献しております。当社事業における豊富な経験と経営全般にわたる見識を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

み や た としたか
宮田 年耕●性別／男性
(1949年10月27日生)

再任

社外取締役候補者

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1975年 4月 建設省(現 国土交通省)入省
2005年 4月 国土交通省九州地方整備局長
2006年 7月 同省道路局長
2008年 7月 同省退職
2010年10月 首都高速道路株式会社顧問
2013年10月 同社代表取締役専務執行役員
2016年 6月 同社代表取締役社長
2022年 5月 一般社団法人首都道路協議会会長(現任)
2022年 6月 一般財団法人道路新産業開発機構理事長(現任)
2022年 6月 当社取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

一般社団法人首都道路協議会会長
一般財団法人道路新産業開発機構理事長

国土交通省において要職を歴任し、社会資本整備や交通政策における幅広い見識を有するとともに、首都高速道路株式会社の代表取締役社長を務められるなど、その豊富な経営経験から当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

3

いとう さとこ
伊藤 聡子

●性別／女性
(1967年7月3日生)

再任

社外取締役候補者

取締役候補者とした理由及び
期待される役割の概要



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 1989年10月 キャスターとして活動開始
- 2010年 4月 学校法人新潟総合学園 事業創造大学院大学
(現 開志創造大学大学院)客員教授(現任)
- 2015年 4月 国立大学法人新潟大学 新潟大学非常勤講師
- 2019年 6月 当社取締役(現任)
- 2020年 6月 三谷産業株式会社社外監査役(現任)
株式会社十六銀行社外取締役
- 2021年10月 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役(現任)
- 2025年 4月 伊藤聡子事務所株式会社代表取締役(現任)
- 2025年 5月 株式会社IDOM社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

三谷産業株式会社社外監査役
株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役
伊藤聡子事務所株式会社代表取締役
株式会社IDOM社外取締役

情報報道番組のキャスターを務め、経営者向けのセミナーや講演活動の他、大学でも教鞭をとっておられます。また、環境やエネルギー分野の造詣も深く、関係政府機関の委員会等の委員を務めておられます。その経験や知識をもとに、当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

候補者
番号

4

あかほ けいこ
赤穂 啓子

●性別／女性
(1962年7月21日生)

再任

社外取締役候補者

取締役候補者とした理由及び
期待される役割の概要



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 1986年 4月 株式会社日刊工業新聞社入社
- 2009年 4月 同社神戸支局長
- 2011年 4月 同社本社編集局第一産業部長
- 2016年 4月 同社大阪支社編集局長
- 2021年11月 同社論説副委員長
- 2023年 4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構
経営支援専門員(現任)
- 2023年 4月 経済ジャーナリスト(現任)
- 2024年 6月 当社取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

経済ジャーナリスト

株式会社日刊工業新聞社において要職を歴任し、マスコミ・メディア業界における幅広い見識を有するとともに、経済ジャーナリストとして培った客観的な視点を有しておられます。その経験や知識をもとに、当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 **5** たなか つとむ **田中 勤**

●性別／男性
(1958年11月29日生)

新任
社外取締役候補者

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 1981年 4月 日綿實業株式会社(現 双日株式会社)入社
- 2011年 4月 双日株式会社執行役員 化学品・機能素材部門長補佐(兼)双日プラネット株式会社代表取締役社長
- 2014年 4月 双日株式会社常務執行役員 化学品部門長
- 2018年 4月 同社専務執行役員 化学、食料・アグリビジネス、リテール・生活産業、産業基盤・都市開発管掌
- 2020年 7月 同社専務執行役員 中国総代表
- 2023年 4月 同社顧問

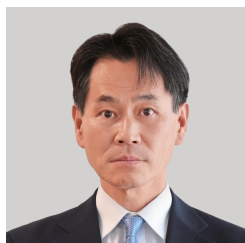
双日株式会社において要職を歴任され、事業戦略に関する豊富な見識とともに、同社海外グループ会社における駐在経験で培った国際的な視野も有しておられます。その経験や知識をもとに、当社経営について有益な助言がいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の選任が承認された場合は、人事・報酬等委員会の委員として、取締役の指名や報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 **6** きくち ともゆき **菊池 友幸**

●性別／男性
(1967年2月13日生)

再任

取締役候補者とした理由



所有する当社株式の数
16,700株

取締役会への出席状況
**14回/14回
(100%)**

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 1990年 4月 当社入社
- 2014年 4月 当社執行役員
- 2021年 4月 当社管理部門管掌
- 2021年 6月 当社取締役
- 2023年 4月 当社第二事業本部長
- 2023年 6月 日本興業株式会社社外取締役(現任)
当社取締役(現任)
- 2023年10月 当社財務・IR担当(兼)第二事業本部長
- 2024年 4月 当社常務執行役員(現任)
当社財務・IR担当
(兼)コーポレート戦略本部長(現任)
- 2025年 4月 当社法務・広報部長
- 2026年 4月 積水樹脂商事株式会社代表取締役会長(現任)

主として経理部門や経営企画部門の業務に携わり、現在は取締役兼常務執行役員として、コーポレート戦略本部長などの職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

[重要な兼職の状況]

日本興業株式会社社外取締役
積水樹脂商事株式会社代表取締役会長

候補者
番号

7

みよし ながあき

三好 永晃

●性別／男性

(1969年11月13日生)

再任

取締役候補者とした理由



所有する当社株式の数

7,900株

取締役会への出席状況

14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1991年 4月 当社入社
2015年10月 Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.
取締役社長(現任)
2018年 4月 当社執行役員
2020年 4月 当社開発本部長
2022年10月 当社事業開発部門管掌
2023年 4月 当社グローイング事業本部長(現任)
(兼)グローバル事業部長
2023年 6月 当社取締役(現任)
2025年 4月 当社事業部開発室管掌
(兼)PSC事業推進担当
2026年 4月 当社常務執行役員
(兼)事業戦略本部副本部長
(兼)総合物流・アグリ事業本部担当
(兼)事業部開発室統括(現任)

[重要な兼職の状況]

Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.取締役社長

主として国際事業や開発部門の業務に携わり、現在は取締役兼常務執行役員としてグローイング事業本部長などの職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

ひがしなか まさゆき

東仲 雅行

●性別／男性

(1971年8月23日生)

新任

取締役候補者とした理由



所有する当社株式の数

9,200株

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1994年 4月 当社入社
2014年 8月 当社購買部長
2018年 4月 当社執行役員(現任)
2019年 4月 当社購買部担当
(兼)第二事業本部総物・アグリ事業部長
2023年 4月 当社第二事業本部副本部長
(兼)総物・アグリ事業部長
2026年 4月 当社総合物流・アグリ事業本部長
(兼)アグリ事業部長(現任)

主として民間分野の事業や購買部門に携わり、現在は執行役員として、総合物流・アグリ事業本部長の職務を遂行しております。これらの豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮田年耕氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者伊藤聡子氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役候補者赤穂啓子氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役候補者田中勤氏は社外取締役候補者であります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役を含む被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、社外取締役候補者の宮田年耕氏、伊藤聡子氏、赤穂啓子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であり、宮田年耕氏、伊藤聡子氏、赤穂啓子氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者の田中勤氏が取締役に選任され就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 取締役候補者の宮田年耕氏が2016年6月から2021年6月まで代表取締役を務めていた首都高速道路株式会社は、公正取引委員会から、同社に入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められたとして、2026年4月22日付で同法に基づく改善措置要求を受けました。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査体制及び機能の中立性、独立性をより高めるため、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。
本議案が承認可決されますと、当社の監査役は1名増員の5名(うち社外監査役3名)となります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ど い と し ひ で
土井 敏秀

●性別／男性
(1963年4月12日生)

新任
社外監査役候補者

監査役候補者とした理由



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)

1986年4月 田辺製菓株式会社(現 田辺ファーマ株式会社) 入社
2015年3月 同社事業推進部長
2017年4月 同社経理財務部長
2020年4月 同社経営管理部長
2021年4月 同社執行役員
2023年6月 同社常勤監査役

田辺製菓株式会社(現 田辺ファーマ株式会社)にて、経理・財務・経営管理部門、ＩＲ・広報部門、事業部門の業務に携わり、また、同社及び同社の関係会社における監査役として豊富な経験と知見を有していることを踏まえ、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者土井敏秀氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 土井敏秀氏は社外監査役候補者であります。
当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社監査役を含む被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 土井敏秀氏が監査役に選任され就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

(ご参考) 取締役会・監査役会の構成(スキル・マトリックス)

積水樹脂グループビジョン2030や中期経営計画2027における基本方針、目標並びに重点実施事項を実現させるため、「人的資本の価値最大化」「成長戦略による拡大」「サステナビリティ経営の推進」「資本コストや株価を意識した経営」を軸に、各役員に特に期待する知見・経験・能力の項目を定めております。

第1号議案及び第2号議案が承認された場合の取締役会及び監査役会の構成並びにスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

なお、下表は、各役員に特に期待する知見・経験・能力を示したものであり、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

氏 名	地 位	特に期待する知見・経験・能力								
		経 営	人的資本の 価値最大化	成長戦略による拡大			サステナビリティ 経営の推進		資本コストや株価を 意識した経営	
		企業経営	人 事 ・ 労 務 ・ 人 財 開 発	I T ・ デジタル・ 技 術 と イノベーション	事業戦略・ 営 業 ・ マーケティング	グローバル	環 境 ・ 社 会	コプライフ・ リスク管理 安全・品質・生産	財務・会計 資本配分	IR(広報)・ ブランディング
馬 場 浩 志	代表取締役 社 長	●	●		●	●	●	●		●
宮 田 年 耕	取 締 役 (社外)	●	●					●		
伊 藤 聡 子	取 締 役 (社外)		●		●		●			●
赤 穂 啓 子	取 締 役 (社外)						●			●
田 中 勤	取 締 役 (社外)	●	●		●	●			●	
菊 池 友 幸	取 締 役	●	●	●			●	●	●	●
三 好 永 晃	取 締 役	●		●	●	●		●		
東 仲 雅 行	取 締 役	●			●	●	●	●		

多 田 章 人	常勤監査役		●					●	●	
佐々木克嘉	常勤監査役						●	●		
辻 内 章	監 査 役 (社外)							●	●	
八澤健三郎	監 査 役 (社外)		●					●		
土 井 敏 秀	監 査 役 (社外)				●			●	●	●

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

1. 改定の内容

- ① 当社の取締役の金銭報酬の額について、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会及び2024年6月25日開催の第90回定時株主総会において承認いただきました、現行の年額400百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)から、年額300百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)に改定いたしたく存じます。なお、当該金銭報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。
- ② 2024年6月25日開催の第90回定時株主総会において①の金銭報酬の額とは別枠でご承認いただきました、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び交付する当社株式数の上限について、現行の年額50百万円以内(うち社外取締役分8百万円以内)、年12,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)から、年額150百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)、年38,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)に改定いたしたく存じます。なお、以上の改定点を除き、2024年6月25日開催の第90回定時株主総会においてご承認いただいた内容に変更はありません。

		現行		改定後	
		取締役	うち、社外取締役	取締役	うち、社外取締役
金銭報酬	報酬額 (年額)	400百万円以内	50百万円以内	300百万円以内	50百万円以内
非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	報酬額 (年額)	50百万円以内	8百万円以内	150百万円以内	10百万円以内
	付与株式数 (年間上限)	12,000株以内	2,000株以内	38,000株以内	2,000株以内

2. 改定の理由

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しています。

今般、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度において、業務執行取締役への付与数の算定にあたり、予め定める中期的な企業価値・株主価値の成長度等にかかる指標の達成状況に応じた追加付与分を設けることといたします。

一方で、金銭報酬枠については減額することで、取締役の報酬全体における総枠は変えず、株式報酬枠の割合を高めることをお願いするものであります。

3. 改定を相当とする理由等

本議案は、中期業績や株式価値と取締役の株式報酬との連動性を一層高めることで「当社の企業価値の向上と、株主の皆様との価値共有」を一層推し進めることを目的としたものであり、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に従ったものであります。また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、人事・報酬等委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は招集ご通知51～52頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役の員数は8名(うち社外取締役4名)ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が承認可決されましても、取締役の員数(社外取締役含む)に変更はありません。

【ご参考】 譲渡制限付株式報酬制度の概要(改定後)

当社は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本議案における取締役の金銭報酬枠とは別枠で、取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

本制度に基づき、取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)といたします。

また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について自己株式処分を受けるものとし、これにより自己株式処分をされる当社の普通株式の総数は年38,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内。ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として自己株式処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の自己株式処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式を以下「本割当株式」という。)を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

取締役は、本割当株式に係る払込期日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2)退任時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、執行役員その他の当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関し当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第4号議案

監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬の額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会決議において年額60百万円以内とご決議いただき現在に至っておりますが、昨今コーポレートガバナンスの強化により監査役に求められる役割や責務が増大していること等を考慮して、監査役の報酬の額を年額80百万円以内といたしたく存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)でありますが、第2号議案が承認可決されますと、監査役の員数は5名(うち社外監査役3名)となります。

＜株主提案（第5号議案から第8号議案まで）＞

第5号議案から第8号議案までは、株主様(1名)からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第5号議案 | 自己株式取得の件

(1)議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,181,000株、取得価額の総額金7,952,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2)提案の理由

当社の株価は昨年来低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は、「積水樹脂グループビジョン2030」及び「中期経営計画2027」に基づき、人財・成長投資と利益還元のバランスを意識しながら経営資源を配分することで、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。また、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけ、2024年5月13日に新たな株主還元方針を策定、公表し、株主還元の拡充及び資本効率の向上に取り組んでおります。

当該方針では、配当については、業績や将来の資金需要などを総合的に考慮しつつ、「積水樹脂グループビジョン2030」期間中(2030年3月期までは累進配当(※原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を行う配当政策)を基本方針として実施し、連結配当性向については40%以上の維持を目指すこととしております。また、自己株式の取得や消却に関しても、株主の皆様への有効な利益還元と捉え、事業環境や財務状況などを考慮しながら必要に応じて適切に実施し、2027年3月期までは剰余金の配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向については100%以上の維持を目指しております。

当該方針に基づき、2026年3月期におきましては、100万株(総額20億9千万円)の自己株式を取得いたしました。また、年間配当金は、前期に比べて2円増配の1株につき72円(17期連続の増配)とさせていただきます。これにより、連結配当性向は55.2%となり、総還元性向は107.5%となりました。

また、2027年3月期におきましては、年間配当金を、前期比10円増配の1株につき82円と予想するとともに、2026年5月13日開催の取締役会において、自己株式100万株(金額の上限額27億円)の取得を決議し、取り組んでまいります。なお、2026年5月13日に公表いたしました、2027年3月期の連結業績予想に基づく総還元性向は、116%程度を予想しており、「中期経営計画2027」期間である3事業年度(2025年3月期から2027年3月期まで)における自己株式の取得累計株数は、380万株となる見通しであります。

上記のとおり人財・成長投資と株主還元の重要性を認識し、具体的に取り組んでいるなか、本株主提案の規模の自己株式の取得を1年間で行うことは、相当ではないと考えております。

すなわち、自己株式の取得は、総還元性向を含む中長期的な経営戦略及び資本政策、並びに実際の業績に基づき、決定されるものであり、当社株式の株価や取引状況等を踏まえながら、適切な時期・株数等を検討した上で、実施するべきと考えております。当社定款第35条には、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、自己株式の取得の実施につきましては、機動的に取締役会にて審議を行い、必要に応じて適切に実施していきたいと考えております。

従いまして、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第6号議案

取締役及び社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1)議案の要領

当社の取締役の員数を10名以内とし、社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第18条 当会社に取締役3名以上を置く。 2 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又これを行わないことができる。 3 (新設)	(員数) 第18条 当会社に取締役3名以上 <u>10名以内</u> を置く。 2 取締役が任期中に退任したときは補欠選任を行う。但し、法定数を欠かない限り取締役会の決議により補欠選任を延期し、又これを行わないことができる。 3 <u>当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2)提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役8名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

また、取締役の員数については、他の一般的な上場会社と同様、10名以内とするべきと考えます。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は、激変する経営環境に対応するためには効率的な経営が必要であり、そのための経営の透明性向上、意思決定の迅速化を進めるには、コーポレートガバナンスの確立が重要であると認識し、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンス体制の充実に努めております。

取締役会の構成につきましては、多様な視点を活かしつつ経営に関する迅速な意思決定を図るため、議論の実効性が確保される規模で構成することが適切であると考えております。また、取締役については、取締役会全体としての知見・経験・能力のバランスや、価値観の多様性が企業価値の持続的な向上に資するという考えのもと、当人の知見・経験・能力や人格等の適性により選任することを方針としております。また、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、過半数の独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役を委員長とする人事・報酬等委員会の審議を経て、取締役候補者を決定しております。

取締役候補者については、「積水樹脂グループビジョン2030」及び「中期経営計画2027」における基本方針（「人的資本の価値最大化」、「成長戦略による拡大」、「サステナビリティ経営の推進」、「資本コストや株価を意識した経営」）を実現させることを基軸に、各役員に特に期待する知見・経験・能力を特定した「スキル・マトリックス」に基づき、取締役会全体としてのバランスを考慮して選定しております。

独立社外取締役については、客観的かつ独立した立場から、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たすことを期待しており、業種・規模・事業特性・機関設計・会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、十分な人数の独立社外取締役を3分の1以上選任することとしております。

現在、当社は社外取締役を4名選任しており、取締役会では株主・投資家目線を踏まえた多角的な視点から活発な議論が行われており、ガバナンスは有効に機能しているものと考えます。

また、本定時株主総会において当社が提案する取締役の構成は、8名中4名が独立社外取締役となり、当社の長期ビジョン「積水樹脂グループビジョン2030」及び「中期経営計画2027」達成に向けた経営の執行を監督するとともに、その資質についても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上にあたり、多様性を有する最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けた場合、員数の確保が優先され、かえって取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性があるため、適切ではないと考えます。

従いまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の審議に先立ち、本株主提案の内容については、人事・報酬等委員会で審議を行い、取締役会は同委員会からの答申を踏まえ、取締役会意見を決議しております。

第7号議案

譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の株主総会において取締役の報酬を年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額30百万円以内とすること、2024年6月25日開催の株主総会において、社外取締役分のみ年額50百万円以内とすること、これとは別枠で、2024年6月25日開催の株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)、株式数の上限を年12,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)とすることが承認されているが、今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記株式報酬に代えて、年額200百万円以内(うち社外取締役分は年50百万円以内)、付与株式数の上限80,000株(うち社外取締役分は上限20,000株)の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR(株主総利回り)を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされております。当社は株式報酬制度を導入しているものの、第91期(2024年4月1日から2025年3月31日)では当社の取締役(社外取締役を除く。)に年額81百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は20百万円となっており、固定報酬の24.7%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約12年かかることになります。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。提案者は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で支給しております。

取締役の基本報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役位と職責等に応じた月額報酬を定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとしています。また、短期業績連動報酬については、金銭報酬として賞与を毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すため、営業利益等の当社及び当社グループの重要な業績指標の状況、並びに担当部門の状況等を総合的に勘案し、支給額を決定しています。加えて、中長期的な業績向上と企業価値の向上に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を含む)に対し、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を、役位と職責等に応じた付与数を定めて毎年一定の時期に支給することとしています。

また、本定時株主総会の第3号議案において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度にかかる株式報酬枠を「年額150百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)、年38,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)」に増額するとともに、金銭報酬枠を減額することで、取締役の報酬全体における総枠は変わらず、株式報酬枠の割合を高めることをご提案しております。これは、中期業績や株式価値と取締役の株式報酬との連動性を一層高めることで、当社の企業価値の向上と株主の皆様との価値共有を一層推し進めることを目的としたものであります。

加えて、当社は、取締役の報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、取締役会の諮問機関として、過半数の独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役を委員長とする人事・報酬等委員会を設置しております。取締役の報酬制度の設計に関しては、人事・報酬等委員会の審議内容を踏まえて、取締役会で決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、人事・報酬等委員会で審議のうえ、その答申に基づき取締役会にて決定することとしております。

このように、当社の取締役の報酬制度は、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮したうえで、客観的な手続きに基づいて決定しており、適正な水準及び構成であると考えております。こうした制度下において、本株主提案は、当社の定める報酬水準及び構成と比較して、現時点において、バランスを欠く株式報酬枠であると考えております。

従いまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の審議に先立ち、本株主提案の内容については、人事・報酬等委員会で審議を行い、取締役会は同委員会からの答申を踏まえ、取締役会意見を決議しております。

第 8 号議案

定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1)議案の要領

当社の定款第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年 <u>3月31日</u> とする。 2 (新設)	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年5月15日とする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2)提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、提案者が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値及び資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

本議案は、株主の皆様が議決権行使を判断するために必要な情報が十分な期間をもって提供されるべきであるとの観点から、定時株主総会の議決権基準日の変更を求めるものであります。当社取締役会としても、株主の皆様に対する情報提供の重要性については十分に認識しており、その問題意識自体は理解できるものと考えております。しかしながら、その対応策として定款を変更し、議決権基準日を変更することが、株主全体の利益や議決権行使環境の向上にとって最適な手段であるとは考えておりません。また、当社の株式実務やスケジュールとの関係においても、慎重な検討を要する課題が生じます。

当社は、株主総会開催に先立ち、決算短信、補足説明資料、適時開示情報、当社ウェブサイトでの発信、IR活動や招集通知等を通じて、議決権行使判断に資すると考えられる業績、経営戦略、ガバナンス体制、資本政策に関する情報を継続的に提供しております。これらの取り組みにより、現行の議決権基準日のもとにおいても、株主の皆様が議決権行使を判断するための情報は提供されているものと考えております。

議決権基準日は、株主名簿管理、議決権確定、株主総会運営の基礎となる重要な制度であり、決算期末日を基準日とする現行の枠組みは、多くの上場会社で一般的に採用されており、わが国において広く認知された運用であると考えております。これを変更した場合、株主の皆様にとって権利確定の時期が分かりにくくなるほか、株主名簿管理、議決権行使手続き、配当金支払い事務など、広範にわたる実務運営に大きな影響を及ぼすことで、関係機関との調整を含めた事務負担及びコストが増大するおそれがあり、必ずしも株主全体の利益につながるものとはいえないと考えます。加えて、当社においては、決算期末日(3月31日)を議決権基準日と配当基準日としており、本株主提案のように議決権基準日のみを変更した場合には、議決権行使を行う株主と配当を受領する株主との間に不一致が生じることとなります。このような状況は、株主の皆様にとって理解しにくいものとなり、混乱を招くおそれがある点も踏まえる必要があると考えております。

また、議決権基準日は、株主の皆様が当該事業年度の成果を踏まえて経営に対する評価を行う前提となるものであり、役員の改選時期との関係において一定の整合性が確保されていることが重要であると考えております。本株主提案のように、議決権基準日を決算期末日から変更した場合には、相当程度の期間が経過した当該事業年度の業績を対象に議決権行使を行うため、株主の皆様において混乱が生じるおそれがあります。加えて、4月にスタートする新事業年度における経営戦略を強力に推進するうえでは、定時株主総会で承認を受けた取締役体制が早期に確定することが重要であると考えことから、議決権基準日を決算期末日より後ろ倒しにすることは、適切ではないと考えております。

以上の点を総合的に勘案し、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、今後も株主の皆様との建設的な対話を重視し、情報開示の充実や開示内容・タイミングの工夫を通じて、株主の皆様が十分な情報に基づいて判断できる環境の整備に継続して取り組んでまいります。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(ご参考) 事業報告サマリー (連結)

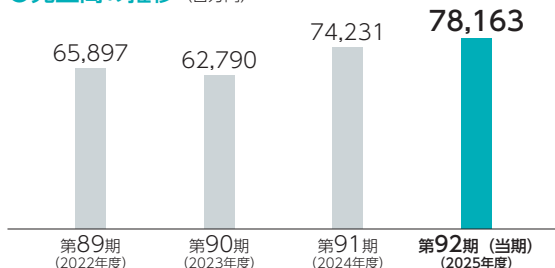
業績ハイライト

売上高

78,163百万円

前期比
5.3%増

●売上高の推移 (百万円)



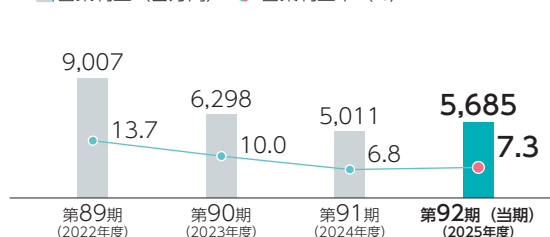
営業利益

5,685百万円

前期比
13.4%増

●営業利益／営業利益率の推移

■営業利益 (百万円) ●営業利益率 (%)



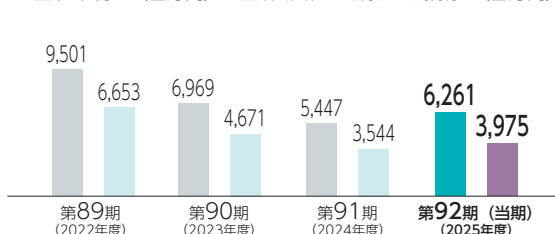
経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

6,261 / 3,975
百万円 百万円

前期比
14.9%増 / 12.2%増

●経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益の推移

■経常利益 (百万円) ■親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



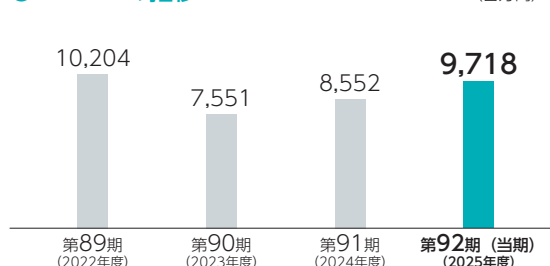
EBITDA (営業利益 + 減価償却費 + のれん償却額)

9,718百万円

前期比
13.6%増

●EBITDAの推移

(百万円)



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、米国の通商政策の影響が一部の産業にみられるものの、国内の雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格及びエネルギーコストの上昇懸念に加え、原油由来の原材料調達リスクが高まるなど、為替変動や物価上昇、景気の下振れリスクも重なって、世界的に先行きの不透明感が一層高まる状況となりました。

このような経営環境下において、当社グループは、「中期経営計画2027」に基づき、変化する事業環境を的確に捉えつつ、中長期的な企業価値の向上を視野に入れた経営に一層注力し、長期ビジョン「積水樹脂グループビジョン2030」の実現に向けて、これまでの諸施策の効果が早期に現れるよう、取り組んでおります。当社事業に関連する公共投資の動向や顧客ニーズの変化に対応した既存事業の着実な成長に取り組むとともに、新たにグループへ迎え入れた各社との相乗効果の発揮、加えて、欧州及び東南アジアを中心とした海外市場における事業拡大にも戦略的にスピードを上げて取り組み、グローバルな事業基盤の強化を図っております。さらに、成長戦略の一環として、交通安全分野ではIoTセンサや遠隔操作対応LED表示板「オプトマーカーICOT(アイコット)」によるインフラ遠隔監視・防災DXや、自動運転を見据えた実証実験への参画、物流・店舗管理分野で普及が進むRFIDの誤認識を防ぐ電波制御技術の確立にも注力いたしました。

当期の連結業績につきましては、売上高は、既存事業が堅調に推移したこと、防雪・防風対策製品の研究開発・製造・販売等を手がける「理研興業株式会社」を連結対象会社化したことにより、781億6千3百万円(前年同期比5.3%増)となりました。利益については、長期ビジョン達成に向けた人材・成長への継続的な投資、前述のM&Aに伴うのれんの償却影響がありましたものの、営業利益は56億8千5百万円(前年同期比13.4%増)、経常利益は62億6千1百万円(前年同期比14.9%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は39億7千5百万円(前年同期比12.2%増)となりました。

なお、参考として、当期におけるEBITDA(※)は97億1千8百万円(前年同期比13.6%増)となりました。

(※)EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却額)

当期の期末配当金につきましては、5月13日開催の取締役会において、連結業績及び連結配当性向などを勘案し、普通配当36円とさせていただきます。この結果、中間配当金36円と合わせた当期の年間配当金は、前期に比べて2円増配の1株につき72円(17期連続の増配)となり、連結配当性向は55.2%となりました。

各事業分野別の概況は次のとおりであります。

公 共 分 野

売上高

41,589 百万円

(前期比 7.1%増)

営業利益

2,728 百万円

(前期比 46.8%増)



都市環境関連事業

防音壁材は、高速道路向け製品が整備予算縮小の状況下にあいながらも、設計対応力が評価されて順調に推移し、売上、利益ともに前年同期を上回る成績を収めました。また、次期以降に計画されている物件に対する受注活動にも積極的に取り組みました。

交通・標識関連事業

交通安全製品は、積雪地における視程障害対策の電子製品の設置が一巡した影響を受けましたが、車線分離標「ポールコーン」が堅調に推移したことや、新製品の遠隔操作対応LED表示板「オプトマーカ-ICOT」が専用のWebアプリケーションサービスの利便性も評価され、売上は前年同期並みとなりました。一方で、将来の成長を見据えた体制強化への投資を進めたことにより利益は前年同期を下回る結果となりました。路面標示材、標識関連製品は、品質改良や納期対応力の向上などが評価されたことにより、生活道路や通学路の整備に採用され、売上、利益ともに前年同期を上回る結果となりました。

景観関連事業

主力の防護柵は、通学路における安全対策工事が一巡し、防護柵の取替工事に対する予算配分も縮小傾向にありましたが、都市部の市街地整備、河川や海岸部の安全対策工事に勾配自在縦格子柵「フレックスロープ」等が採用され、売上は前年同期並みとなりました。高欄やシェルター製品についても、大口物件の受注により堅調に推移いたしました。一方で、新規分野として取り組んでいる高速道路向けの正面衝突事故防止対策製品の試行設置が端境期であった影響を受け、事業全体としては、売上、利益ともに前年同期を下回る結果となりました。

スポーツ施設関連事業

人工芝は、フィールドホッケーをはじめ環境配慮型製品の提案が受け入れられたことに加えて、物件管理を強化して張替え需要を確実に取り込んだことで、大型グラウンドへの採用が進み、売上、利益ともに大幅に伸びました。

関連グループ会社事業

国内では、路面標示工事や構造物メンテナンス工事において、高速道路での整備予算縮小の影響を受け、売上、利益ともに前年同期を下回る結果となりました。また、理研興業株式会社を連結対象会社化したことで、防雪・防風対策製品が売上に寄与し、利益面でものれんの償却額を上回る結果となりました。欧州においては、弾性車止めが競争激化の影響を受けたものの、仮設型交通安全製品が堅調に推移したことにより、売上、利益ともに前年同期を上回る成績となりました。なお、前期に連結対象会社化した、仮設型交通安全製品の製造・販売を手掛けるWEMASグループについては、のれんの償却額を上回る利益を創出しました。

民間分野

売上高

36,573 百万円

(前期比 3.3%増)

営業利益

3,883 百万円

(前期比 4.4%減)



住建関連事業

主力のメッシュフェンスは、機械式駐車場周りの新製品が好評を博したものの、住宅着工数減少の影響を受けるなど前年同期並みに推移いたしました。一方、めかくし塀は、新色や高強度タイプのラインナップが好評を博すなど、好調に推移いたしました。また、防音めかくし塀は、工場、物流倉庫等における近隣騒音対策需要に対し、優れた防音性能と景観性の両立が評価され、前年同期を上回りました。事業全体の利益は、事業の拡大に向けた投資の影響を十分に補うには至らず、低調に推移しました。

総合物流・アグリ関連事業

梱包結束用バンドは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に対応した製品提案を強化しましたが、汎用品が需要低迷の影響を受け、売上は前年同期を大きく下回る結果となりました。一方で、ストレッチフィルム包装機は、物流現場の人手不足による省人化ニーズの高まりを背景に、大きく売上を伸ばしました。また、アグリ関連製品は、農業資材の需要が底堅く推移し、獣害対策製品も堅調であったことから、前年同期を上回る結果となりました。事業の利益については、新規の生産設備稼働による減価償却費の増加影響はあったものの、好調な成績を収めました。

関連グループ会社事業

アルミ樹脂積層複合板は、ビル解体市場の活況により、防音パネルが好調に推移するとともに、主力汎用製品である「アートパネル」がホームセンター、コンビニエンスストアなどの新たなユーザーの獲得により拡大し、売上、利益ともに大幅な伸長となりました。組立パイプシステム製品は、食品メーカーや物流センターの需要が増加し、好調な成績を収めました。デジタルピッキングシステム製品は、無線タイプが売上を伸ばし、利益も順調に推移いたしました。戸建て向け外構製品は、住宅着工数減少、競争激化の影響を受け、売上、利益ともに前年同期を下回りましたが、新製品の開発及び上市を進め、業績の回復に向けた取り組みを行いました。

事業分野別売上高

期 別 事業分野区分	第91期（前期）		第92期（当期）		前期比 増減率（%）
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
公 共 分 野	38,815	52.3	41,589	53.2	7.1
民 間 分 野	35,416	47.7	36,573	46.8	3.3
合 計	74,231	100.0	78,163	100.0	5.3

事業分野別営業利益

期 別 事業分野区分	第91期（前期）		第92期（当期）		前期比 増減率（%）
	金額（百万円）	営業利益率（%）	金額（百万円）	営業利益率（%）	
公 共 分 野	1,858	4.8	2,728	6.6	46.8
民 間 分 野	4,062	11.5	3,883	10.6	△4.4

（２）設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、前期と比べて14億1百万円減少の27億8千8百万円であり、その主な内容は、新研究施設の建設、生産設備の増強や生産性向上、省エネルギー化、並びに、人的資本投資としての厚生施設などの職場環境改善等であります。

（３）資金調達の状況

当社は、2025年6月30日に第1回無担保社債(適格機関投資家限定)を発行し、4,700百万円の資金調達を行いました。なお、当該社債の償還の期限は2030年6月28日です。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、中東情勢の緊迫化に伴い、世界的に、原油などのエネルギーコストの高騰、石油化学製品を中心としたサプライチェーンの混乱により原材料調達リスクが高まり、為替変動や物価上昇、事態の収束が不透明なことによる世界経済への悪影響が強く懸念される状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、特に原油由来の原材料・副資材等の調達環境及び価格動向について、現時点では見通しが困難な要素が多く、引き続き不透明かつ予断を許さない状況が継続するものと認識しております。

このような経営環境下において、当社グループは、供給責任を果たすことを最優先とし、調達先の多様化や在庫管理の高度化、原材料価格動向を踏まえた適切な価格対応等を通じて、事業への影響を最小限に抑えるべく、機動的な対応を進めてまいります。

その一方で、当社グループは、長期ビジョン「積水樹脂グループビジョン2030」の実現に向け、成長戦略の開始と位置付ける「中期経営計画2027」の最終年度を迎えており、変化する事業環境を的確に捉えながらも、中長期的な企業価値の向上を見据え、これまで推進してきた各施策の成果を着実に顕在化させるべく、取り組みを一層強化してまいります。

具体的には、IoT技術やRFID技術など、これまで技術基盤の確立を進めてきた分野に加え、将来性が高いフィルム型ペロブスカイト太陽電池の普及を支える設置技術について、当社最大の強みである公共分野から民間分野へと広がる多様な事業基盤と結び付けることで、社会課題解決型ビジネスの付加価値向上を図り、事業拡大につなげてまいります。

また、これまでにグループへ迎え入れた各社とのシナジー創出を着実に進めるとともに、欧州及び東南アジアを中心としたグローバル事業基盤の強化や、重点戦略地域と位置付ける北海道におけるビジネス拡大など、成長戦略を着実に推進してまいります。

(ご参考)「中期経営計画2027」 4つの基本方針に基づく取り組み

当社は、将来のありたい姿を定めた長期ビジョン「積水樹脂グループビジョン2030」の実現に向けて、「中期経営計画2027」(2025年3月期～2027年3月期)を策定し、2030年3月期までに飛躍的成長を遂げるために、経営基盤を強化する助走期間と位置づけ、4つの基本方針に基づき推進しております。

人的資本の価値最大化

「企業は人」の考えを念頭に置き、“従業員に期待する姿”と“会社が目指す姿”を定義し、価値最大化に向けて、「組織風土改革」と「人財教育の充実」を実施します。

[2026年3月期の主な成果]

- 健康経営優良法人 2026(大規模法人部門)に認定(3年連続)
- 人財育成プログラムに基づく研修・教育の拡充
- ダイバーシティ&インクルージョンの推進(経営層向け研修等)
- 従業員の労働環境整備の継続



若手社員を対象とした研修の様子

成長戦略による拡大

成長戦略の早期実績化と将来への仕込みを進めていきます。

[2026年3月期の主な成果]

- グループに迎え入れた各社とのシナジー創出
 - ・WEMASグループとの欧州での交通安全事業の拡大
 - ・理研興業、エクスタイルとの技術共有と製品展開の推進
- 研究開発環境の整備
 - ・日本ライナー テクノロジー・イノベーションセンター開設
- 成長分野における事業基盤づくり
 - ・自動運転時代を見据えた交通安全製品の開発・実証実験への参画
 - ・道路管理・監視業務の省力化に貢献するIoTサービスの上市
 - ・RFID電波の誤認識対策製品の上市(ウォークスルーゲート)



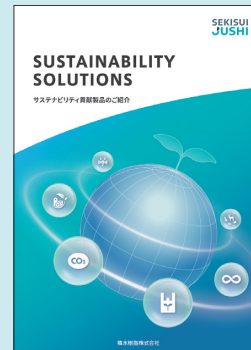
テクノロジー・イノベーションセンター
(栃木県)

サステナビリティ経営の推進

ビジネスを通じた社会の課題解決と持続可能な未来への貢献を重視し、
「サステナビリティ貢献製品」を提供して収益拡大を目指します。

[2026年3月期の主な成果]

- サステナビリティ貢献製品の拡充
- 人工木製品の生産過程で発生するロス材の再資源化推進
 - ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく再資源化事業計画の認定を取得
- 久留米市と官民連携による水害対策の実証実験に参画



サステナビリティ貢献製品
紹介パンフレット

資本コストや株価を意識した経営への取り組み

積水樹脂グループビジョン2030の目標であるROE 8%を早期に実現するとともに、
株主資本コストを上回る水準であるROE10%という将来像を視野に入れながら、
収益性の向上と資本構成の最適化に取り組みます。

[2026年3月期の主な成果]

- 株主還元の拡充(累進配当の方針に基づく増配)
- 自己株式の取得(100万株の取得)
- 政策保有株式の縮減
- コーポレートサイトでの発信拡充(個人投資家向けコンテンツ改善など)

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第89期	2023年度 第90期	2024年度 第91期	2025年度 第92期 (当期)
売 上 高 (百万円)	65,897	62,790	74,231	78,163
経 常 利 益 (百万円)	9,501	6,969	5,447	6,261
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,653	4,671	3,544	3,975
1 株当たり当期純利益 (円)	163.75	131.20	112.06	130.51
総 資 産 (百万円)	139,366	135,018	139,583	142,568
純 資 産 (百万円)	111,589	98,829	97,441	101,103
自己資本当期純利益率 (R O E) (%)	6.1	4.5	3.7	4.1
総資産経常利益率 (R O A) (%)	6.9	5.1	4.0	4.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。
2. 2024年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2023年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定内容を反映させております。
3. 2025年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定内容を反映させております。

(6) 重要な子会社等の状況及び企業結合等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
スぺーシア株式会社	490百万円	100.00%	組立パイプシステム及び関連部材の製造・販売
積水樹脂キャップアイシステム株式会社	340百万円	100.00% (1.24%)	デジタルピッキングシステムの製造及び施工・販売
積水樹脂商事株式会社	72百万円	100.00%	積水樹脂グループ製品等の販売、住生活製品、オフィスサービス製品の製造・販売、損害保険代理業
東海積水樹脂株式会社	60百万円	100.00%	道路標識の製造・施工・販売
サンエイポリマー株式会社	30百万円	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
理研興業株式会社	11百万円	100.00%	防雪・防風対策製品の研究開発・製造・販売
株式会社エクスタイル	10百万円	100.00%	エクステリア製品の製造・販売
Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.	5,342千ユーロ	100.00%	欧州における持株会社
無錫積水樹脂有限公司	2,536千アメリカ・ドル	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
Summit Strapping Corp.	111,833千フィリピン・ペソ	100.00%	梱包用バンドの製造・販売
WEMAS TopCo GmbH	50千ユーロ	100.00%	欧州において仮設型交通安全製品等の製造・販売を行う「WEMASグループ」の持株会社
Sekisui Jushi (Thailand) Co., Ltd.	200,000千タイ・バート	95.00% (0.00%)	自動車部品関連製品の製造・加工・販売、交通安全製品の販売
積水樹脂プラメタル株式会社	489百万円	89.36% (0.21%)	金属・樹脂積層複合材の製造・販売
日本ライナー株式会社	100百万円	80.00%	交通安全関連工事の施工及び交通安全製品の開発・販売

(注) 出資比率欄の()内は、当社子会社の有する出資比率を内数で示しております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本興業株式会社	2,019百万円	22.52%	コンクリート二次製品の製造・販売
近藤化学工業株式会社	30百万円	40.00%	合成樹脂コンパウンドの配合及び製造・販売、 合成樹脂の押出成型品及び射出成型品の製造・販売

③ 重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社は前記「①重要な子会社の状況」に記載の14社を含む25社、持分法適用会社は日本興業株式会社及び近藤化学工業株式会社の2社であります。

(7) 主要な事業内容

主要営業品目		
公共分野	都市環境 関連事業	防音壁材等
	交通・標識 関連事業	交通安全製品、電子システム関連製品、路面標示材、道路標識等
	景観関連事業	歩行者用防護柵、車両用防護柵、防雪・防風柵、車止め、組立歩道、高欄、 公園資材、シェルター、ソーラー照明灯、人工木材等
	スポーツ施設 関連事業	人工芝、人工芝フィールド散水システム、人工芝フィールド高速排水システム等
	関連グループ 会社事業	交通安全製品、仮設型交通安全製品、遮熱性舗装、路面標示材、 コンクリート片剥落防止システム、道路標識、防雪・防風柵、サイン・看板等
民間分野	住建関連事業	メッシュフェンス、めかくし塀、防音めかくし塀、縦格子フェンス、 自転車置場、手すり製品等
	総物流・アグリ 関連事業	梱包結束用バンド・フィルム、梱包資材、梱包機械、安全柵、RFID関連製品、 農業資材、施設園芸資材、獣害対策製品等
	関連グループ 会社事業	アルミ樹脂積層複合板、装飾建材、エクステリア製品、組立パイプシステム、 デジタルピッキングシステム、自動車部品関連製品等

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社：大阪市北区西天満二丁目4番4号

東京本社：東京都港区東新橋一丁目5番2号

支 店：関東支店 (東京都港区)

東日本総物・アグリ支店 (東京都港区)

近畿・北陸支店 (大阪市)

西日本総物・アグリ支店 (大阪市)

中部支店 (名古屋市)

九州支店 (福岡市)

東北支店 (仙台市)

中国・四国支店 (広島市)

工 場：滋賀工場

滋賀製造所 (滋賀県蒲生郡竜王町)

竜王・鏡製造所 (滋賀県蒲生郡竜王町)

土浦つくば工場

土浦製造所 (茨城県土浦市)

つくば製造所 (茨城県牛久市)

広島東城製造所 (広島県庄原市)

石川工場 (石川県能美市)

研 究 所：新規基盤技術研究所 (滋賀県蒲生郡竜王町)

(注) 2026年4月1日付で、東日本総物・アグリ支店は東日本総合物流・アグリ支店に、西日本総物・アグリ支店は西日本総合物流・アグリ支店にそれぞれ名称を変更しております。

② 主要な子会社の事業所

スペースシア株式会社

(滋賀県湖南市)

積水樹脂キャップアイシステム株式会社

(東京都港区)

積水樹脂商事株式会社

(大阪市)

東海積水樹脂株式会社

(三重県伊勢市)

サンエイポリマー株式会社

(山口県岩国市)

理研興業株式会社

(北海道小樽市)

株式会社エクスタイル

(福井県福井市)

Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.

(オランダ ルールモント市)

無錫積水樹脂有限公司

(中国 江蘇省無錫市)

Summit Strapping Corp.

(フィリピン カランバ市)

WEMAS TopCo GmbH

(ドイツ ギュータースロー郡)

Sekisui Jushi (Thailand)Co.,Ltd.

(タイ チョンブリ県)

積水樹脂プラメタル株式会社

(長野県上伊那郡辰野町)

日本ライナー株式会社

(東京都江東区)

(9) 従業員の状況

事業分野区分	従業員数	前期末比増減
公 共 分 野	741名	3名減
民 間 分 野	785名	11名増
共 通	95名	4名増
合 計	1,621名	12名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,158百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,100百万円

(注) 外貨建ての借入金残高は、当年度末の為替レートで円換算しています。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 128,380,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,813,598株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 6,743名
- (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,717千株	12.37%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,610	5.36
積水化学工業株式会社	1,533	5.10
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,500	4.99
積水ハウス株式会社	991	3.30
第一生命保険株式会社	822	2.74
積水化成品工業株式会社	816	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	783	2.61
樹栄会持株会	771	2.57
光通信 K K 投資事業有限責任組合	681	2.27

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,764,564株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2023年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モラント・ライト・マネジメント・リミテッド(Morant Wright Management Limited)が2023年10月31日現在で1,943千株(株券等保有割合5.83%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として、当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
4. 2025年1月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が2024年12月31日現在で1,558千株(株券等保有割合4.90%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として、当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
5. 2026年3月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2026年2月27日現在で1,883千株(株券等保有割合5.92%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として、当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	7,200株	4名
社外取締役	1,600株	4名

(注) 株式報酬の内容につきましては、4. 会社役員に関する事項(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。

(7) その他株式等に関する重要な事項

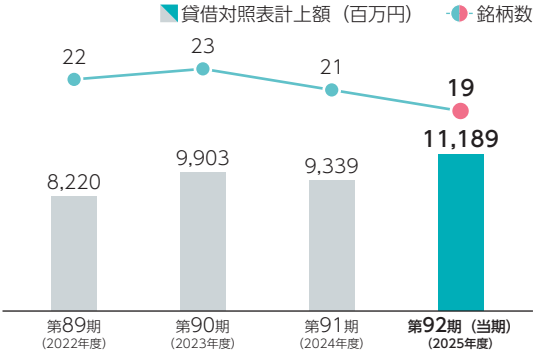
当社は、2025年5月13日の取締役会決議に基づき、自己株式1,000,000株を取得いたしました。
また、2025年4月30日の取締役会決議に基づき、当社の役員に対し譲渡制限付株式として付与した普通株式を無償取得したことにより、7,400株の自己株式を取得いたしました。

(ご参考)政策保有株式の縮減状況

当社は、今後も持続的に成長を続けていくためには、生産・開発・販売等多方面において、様々な企業との協力関係が必要であり、新規事業分野の創出や取引関係の構築・強化のために有益かつ重要と判断する場合に限り業務提携先等の株式を政策保有することとしております。また、上記保有目的、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等を勘案して保有の合理性を精査し、定期的に見直しを行っております。

2025年度は、上場株式5銘柄(一部売却を含む)を売却し、売却額は445百万円となりました。その結果、2026年3月31日時点で当社が純投資目的以外で保有する上場株式の銘柄数は19銘柄、貸借対照表計上額は11,189百万円となりました。

政策保有株式の保有状況推移（上場株式）



増減の内訳	銘柄数の変動	貸借対照表計上額の変動(百万円)
－)売却(全部売却2、一部売却3)	△ 2	△ 445
＋)増加(時価変動)	—	+ 2,295
	△ 2	+ 1,849

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
馬 場 浩 志	代表取締役 社長	CEO(兼)社長執行役員 事業本部管掌	Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.代表取締役会長
宮 田 年 耕	取締役		一般社団法人首都道路協議会会長 一般財団法人道路新産業開発機構理事長
高 野 博	取締役		
伊 藤 聡 子	取締役		三谷産業株式会社社外監査役 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役 伊藤聡子事務所株式会社代表取締役 株式会社IDOM社外取締役
赤 穂 啓 子	取締役		経済ジャーナリスト
菊 池 友 幸	取締役	常務執行役員 財務・IR担当 (兼)コーポレート戦略本部長 (兼)法務・広報部長	日本興業株式会社社外取締役
三 好 永 晃	取締役	執行役員 グローイング事業本部長 (兼)グローバル事業部長 (兼)事業部開発室管掌 (兼)PSC事業推進担当	Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.取締役社長
高 林 周一郎	取締役	執行役員 第二事業本部長	積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役社長

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
多 田 章 人	常勤監査役		
佐々木 克 嘉	常勤監査役		日本興業株式会社社外監査役
辻 内 章	監査役		辻内公認会計士事務所所長 株式会社学情社外取締役 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役
八 澤 健三郎	監査役		梅田総合法律事務所オブカウンセル

- (注) 1. 2025年6月25日付で次の監査役が退任いたしました。
監査役 竹友 博幸（任期満了）
2. 取締役 宮田年耕、高野博、伊藤聡子、赤穂啓子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 辻内章、八澤健三郎の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 宮田年耕、高野博、伊藤聡子、赤穂啓子の各氏と監査役 辻内章、八澤健三郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 社外監査役 辻内章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は取締役会が決定した方針を適確かつ迅速に執行するため、執行役員制度を導入しており上記のほか取締役を兼務していない執行役員が11名おります。(2026年3月31日現在)

(事業年度末日後の異動)

2026年4月1日付で次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
菊 池 友 幸	取締役	常務執行役員 財務・IR担当 (兼)コーポレート戦略本部長	積水樹脂商事株式会社代表取締役会長 日本興業株式会社社外取締役
三 好 永 晃	取締役	常務執行役員 グローイング事業本部長 (兼)事業戦略本部副本部長 (兼)総物流・アグリ事業 本部担当 (兼)事業部開発室統括	Sekisui Jushi Europe Holdings B.V.取締役社長
高 林 周一郎	取締役	常務執行役員	積水樹脂プラメタル株式会社代表取締役社長 積水樹脂商事株式会社代表取締役社長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付株式報酬	
取 締 役	174百万円	94百万円	61百万円	18百万円	8 名
監 査 役	48百万円	48百万円	—	—	5 名
合 計 (うち社外役員)	222百万円 (66百万円)	143百万円 (63百万円)	61百万円 (—)	18百万円 (3百万円)	13名 (7名)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2. 報酬等の総額には、2025年6月25日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は金銭報酬として、業務執行を担う取締役に対して賞与を毎年一定の時期に支給しております。

当該賞与については、当事業年度の当社の営業利益、経常利益及び当期純利益、並びに連結業績の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びEBITDAを業績指標とし、担当部門の状況等を総合的に勘案して支給額を決定いたします。この指標を採用した理由は、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すためであります。なお、当事業年度の業績指標の実績は次のとおりであります。

(単体) 営業利益 2,938百万円、経常利益 3,864百万円、当期純利益 3,003百万円

(連結) 営業利益 5,685百万円、経常利益 6,261百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 3,975百万円、
 EBITDA 9,718百万円

③ 非金銭報酬等の内容

当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、当社普通株式8,800株であり、株主の皆様との価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年としております。その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会決議において年額400百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は1名)です。また、2016年6月29日開催の第82回定時株主総会決議において、取締役の報酬総額(年額400百万円以内)は変更せず、社外取締役分の報酬額を40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、2024年6月25日開催の第90回定時株主総会決議において、社外取締役分の報酬額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役4名)です。

加えて当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第85回定時株主総会決議において取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年10,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

また、2024年6月25日開催の第90回定時株主総会決議において付与対象者を、社外取締役を含む取締役全員とし、報酬総額を年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)、株式数の上限を年12,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役4名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針(以下、「決定方針」という。)の原案を作成するよう人事・報酬等委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、取締役会において決定方針を決議しました。

イ. 決定方針の内容の概要

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で支給しています。

(基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等に係る内容の決定方針)

取締役の基本報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役位と職責等に応じた月額報酬を定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとしています。

(業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

業績連動報酬は短期業績連動報酬と中期業績連動報酬によって構成しています。短期業績連動報酬は、金銭報酬として賞与を毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すため、営業利益等の当社及び当社グループの重要な業績指標の状況、並びに担当部門の状況等を総合的に勘案し、支給額を決定しています。中期業績連動報酬は、株式報酬として毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、中期的な企業価値・株主価値の成長度等に応じて付与数を定め、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を支給することとしています。

(非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

中長期的な業績向上と企業価値の向上に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を含む)に対し、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を、役位と職責等に応じた付与数を定めて毎年一定の時期に支給することとしています。

(取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定方針)

業務執行を担う取締役の報酬等の種類別の支給割合については、企業価値の向上に対する責任に鑑み、上位の役位ほど業績に対する連動性が高まる構成としています。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役の個人別の基本報酬の額と、業務執行を担う取締役に支給する賞与及び譲渡制限付株式報酬の個人別の支給内容については、人事・報酬等委員会で審議の上、その答申に基づき取締役会において決定することとしています。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会は、人事・報酬等委員会に対し、各取締役の報酬について決定方針に従い答申するよう諮問し、当該答申に基づき取締役の報酬が決まっているため、決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役宮田年耕、高野博、伊藤聡子、赤穂啓子の各氏並びに社外監査役 辻内章、八澤健二郎の各氏と締結しておりますが、

概要は以下のとおりです。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとします。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の内容の概要は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社及び一部の子会社の取締役、監査役、執行役員等

② 保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを知りながら行った行為に起因して生じた損害等は填補対象外とするなど一定の免責事由を設けること、及び免責金額を定めることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料については、全額を当社及び一部の子会社で負担しております。

（５）社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職が他の法人等の業務執行者である場合、当社と当該他の法人等との関係

取締役 宮田年耕氏は、一般社団法人首都道路協議会の会長、一般財団法人道路新産業開発機構の理事長であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

取締役 伊藤聡子氏は、伊藤聡子事務所株式会社の代表取締役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の重要な兼職が他の法人等の社外役員等である場合、当社と当該他の法人等との関係

取締役 伊藤聡子氏は、三谷産業株式会社の社外監査役、株式会社十六フィナンシャルグループ及び株式会社IDOMの社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

監査役 辻内章氏は、株式会社学情の社外取締役、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーションの社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

③ 当期における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況及び社外取締役に関与する役割に関して行った職務の概要
宮 田 年 耕	社外取締役	当期開催の取締役会14回全てに出席し、国土交通省において要職を歴任され、社会資本整備や交通政策における幅広い知見を有するとともに、首都高速道路株式会社の代表取締役社長を務められるなど、その豊富な経営経験から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬等委員会の委員長として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
高 野 博	社外取締役	当期開催の取締役会14回全てに出席し、豊田通商株式会社の専務取締役及び豊通物流株式会社の代表取締役社長を歴任され、その豊富な経営経験から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬等委員会の委員として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
伊 藤 聡 子	社外取締役	当期開催の取締役会14回全てに出席し、環境やエネルギー分野の専門的見地に加えて、情報報道番組のキャスターや大学教授としての豊富な知見から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬等委員会の委員として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
赤 穂 啓 子	社外取締役	当期開催の取締役会14回全てに出席し、マスコミ・メディア業界における幅広い見識と経済ジャーナリストとして培った客観的な視点から議案全般の審議につき有益な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬等委員会の委員として、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
辻 内 章	社外監査役	当期開催の取締役会14回全てに、監査役会17回全てに出席し、意思決定の適法性を確保するため、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知見から助言・提言を適宜行っております。
八 澤 健三郎	社外監査役	当期開催の取締役会14回全てに、監査役会17回全てに出席し、意思決定の適法性を確保するため、弁護士としての豊富な知見から助言・提言を適宜行っております。また、人事・報酬等委員会のオブザーバーとして、客観的立場で取締役の指名や報酬等の決定過程において有益な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として3百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための基準

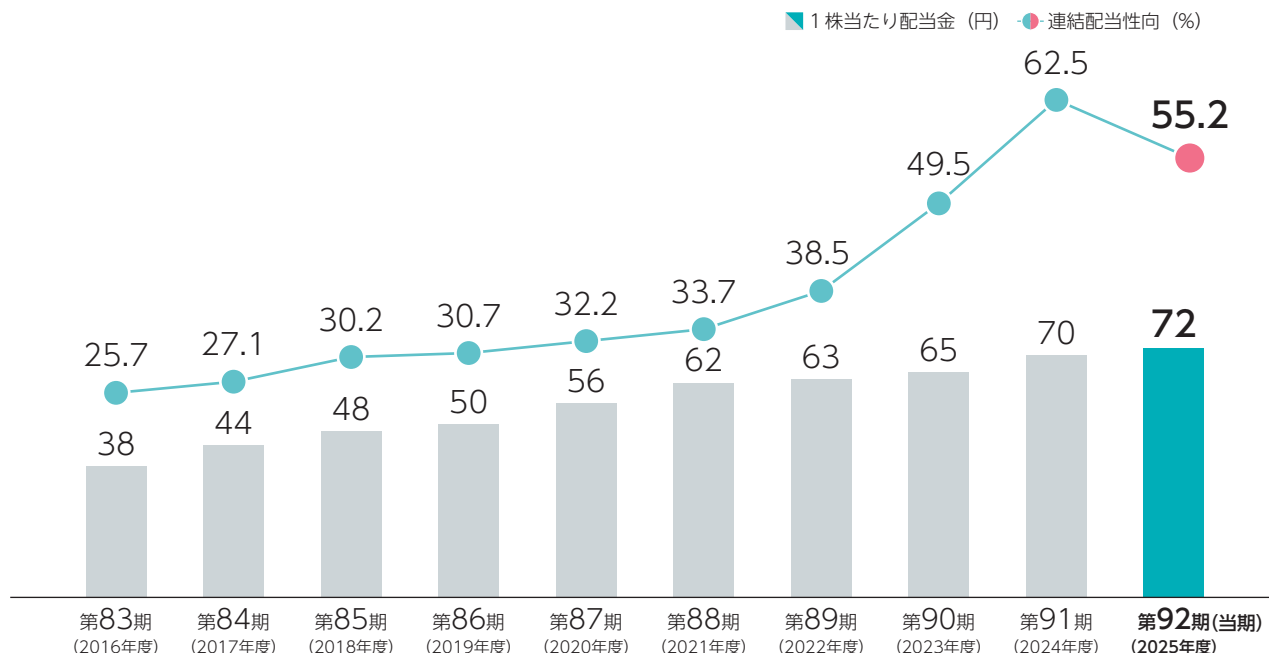
監査役会は、会計監査人から会計監査についての報告聴取、往査立会などを通じて監査実施内容を把握しており、品質管理システム、監査チームの独立性及び専門性、監査の適切性などの項目を勘案した基準に基づき、監査役会において評価を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本コストや株価を意識した経営を強化し、株主価値の最大化に努めています。その中で、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけ、業績や将来の資金需要などを総合的に考慮しつつ、「積水樹脂グループビジョン2030」期間中(2030年3月期まで)は累進配当を基本方針として実施し、連結配当性向については40%以上の維持を目指しています。また、自己株式の取得や消却に関しても、株主の皆様への有効な利益還元と捉え、事業環境や財務状況などを踏まえながら必要に応じて適切に実施し、2027年3月期までは剰余金の配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向については100%以上の維持を目指してまいります。

なお、内部留保金の使途につきましては、成長投資などへ優先的に振り向けてまいります。

(ご参考) 1株当たりの年間配当金の推移



(注)本事業報告の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	57,479
現金及び預金	18,302
受取手形	1,123
売掛金	13,598
電子記録債権	9,864
棚卸資産	13,103
その他	1,523
貸倒引当金	△36
固定資産	85,089
有形固定資産	22,455
建物及び構築物	7,696
機械装置及び運搬具	5,280
土地	8,415
その他	1,062
無形固定資産	19,759
のれん	12,290
顧客関連資産	5,646
その他	1,822
投資その他の資産	42,873
投資有価証券	17,290
退職給付に係る資産	1,543
その他	24,239
貸倒引当金	△199
資産合計	142,568

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	26,240
支払手形及び買掛金	7,875
電子記録債務	2,351
短期借入金	5,900
1年以内返済予定長期借入金	184
未払金	1,271
未払法人税等	1,946
賞与引当金	1,103
役員賞与引当金	112
その他	5,495
固定負債	15,224
社債	4,700
長期借入金	3,474
役員退職慰労引当金	77
退職給付に係る負債	2,405
繰延税金負債	4,118
その他	448
負債合計	41,464
純資産の部	
株主資本	87,790
資本金	12,334
資本剰余金	13,152
利益剰余金	66,149
自己株式	△3,845
その他の包括利益累計額	11,457
その他有価証券評価差額金	5,844
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	5,374
退職給付に係る調整累計額	238
非支配株主持分	1,856
純資産合計	101,103
負債及び純資産合計	142,568

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		78,163
売上原価		53,823
売上総利益		24,339
販売費及び一般管理費		18,654
営業利益		5,685
営業外収益		1,020
受取利息	155	
受取配当金	336	
持分法による投資利益	219	
その他	309	
営業外費用		444
支払利息	233	
その他	210	
経常利益		6,261
特別利益		364
投資有価証券売却益	364	
特別損失		230
固定資産売却及び除却損	230	
税金等調整前当期純利益		6,395
法人税、住民税及び事業税		2,561
法人税等調整額		△252
当期純利益		4,087
非支配株主に帰属する当期純利益		111
親会社株主に帰属する当期純利益		3,975

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	34,791
現金及び預金	8,507
受取手形	443
電子記録債権	6,681
売掛金	11,017
製品及び商品	2,776
原材料及び貯蔵品	2,767
仕掛品	684
未収入金	1,453
その他	461
貸倒引当金	△3
固定資産	79,530
有形固定資産	11,889
建物	3,112
構築物	257
機械装置	2,582
車両運搬具	23
工具器具備品	290
土地	5,573
建設仮勘定	49
無形固定資産	1,587
ソフトウェア	1,552
その他	35
投資その他の資産	66,053
投資有価証券	13,108
関係会社株式	28,629
関係会社出資金	236
長期貸付金	209
その他	24,058
貸倒引当金	△189
資産合計	114,322

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	30,345
電子記録債務	1,065
買掛金	4,923
短期借入金	5,900
未払金	1,067
未払消費税等	472
未払法人税等	729
預り金	15,060
賞与引当金	701
役員賞与引当金	61
その他	362
固定負債	10,643
社債	4,700
長期借入金	2,000
退職給付引当金	1,799
繰延税金負債	2,117
その他	27
負債合計	40,989
純資産の部	
株主資本	67,559
資本金	12,334
資本剰余金	13,119
資本準備金	13,119
利益剰余金	45,896
利益準備金	957
その他利益剰余金	44,938
固定資産圧縮積立金	609
別途積立金	8,500
繰越利益剰余金	35,828
自己株式	△3,790
評価・換算差額等	5,772
その他有価証券評価差額金	5,772
繰延ヘッジ損益	0
純資産合計	73,332
負債及び純資産合計	114,322

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		43,252
売上原価		30,812
売上総利益		12,440
販売費及び一般管理費		9,501
営業利益		2,938
営業外収益		1,338
受取利息及び配当金	961	
雑益	377	
営業外費用		413
支払利息	142	
雑損	271	
経常利益		3,864
特別利益		364
投資有価証券売却益	364	
特別損失		205
固定資産売却及び除却損	205	
税引前当期純利益		4,023
法人税、住民税及び事業税		1,102
法人税等調整額		△81
当期純利益		3,003

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

積水樹脂株式会社

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

取締役会 御 中

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水樹脂株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水樹脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

積水樹脂株式会社

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

取締役会 御 中

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水樹脂株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の際に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

積水樹脂株式会社 監査役会

常勤監査役 多 田 章 人 ㊞

常勤監査役 佐々木 克 嘉 ㊞

社外監査役 辻 内 章 ㊞

社外監査役 八 澤 健三郎 ㊞

